

平素より電気通信政策にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

電気通信事業の運営にご活用いただくため、電気通信事業者として知っておいただくことが必要な情報をお送りします。特定の事業者の方にのみ関係する資料には、タイトルの上に対象者を記載していますのでご確認をお願いします。

資料に関し、ご不明な点やご質問等がございましたら、各資料に記載している問合せ先へご連絡ください。また、届出の手続に関するご質問・ご相談は、5ページの各総合通信局等へご連絡ください。

<目次>

1. 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律について	2
2. 届出電気通信事業者が行わなければならない手続について	5
3. 電気通信事業者が行わなければならない報告について	7
4. 消費者保護のための取組について	12
5. 「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」等について	13
6. 「通信の秘密の確保に支障があるときの業務の改善命令の発動に係る指針」について	14
7. 「同意取得の在り方に関する参照文書」について	14
8. 特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律について	15
9. 外部送信規律について	15
10. 固定電話番号の番号ポータビリティに関するガイドラインについて	16
11. 電気通信番号使用計画の認定制度について	16
12. 「電話転送」に適用される法令について	17
13. 犯罪収益移転防止法の本人確認等について	18
14. 携帯電話不正利用防止法の本人確認等について	19
15. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインについて	20
16. 電気通信紛争処理委員会の紹介	21
17. 対内直接投資等に係る事前届出について	22
18. 販売代理店の届出等の義務について	23
19. 青少年の安心・安全なインターネット利用について	24

1. 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律について

(1) ユニバーサルサービス制度の見直しに伴い必要となる手続等について

第 217 回国会において成立した「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号）」ではユニバーサルサービス制度を見直しており、特定の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業を営む電気通信事業者は変更届出を行うこと等が義務付けられているため、適切にご対応ください。なお、制度の詳細の一部につきましては今後省令等で定められることとなっております。

以下では、1 年以内に施行される主な事項について説明を加えます。

(i) 基礎的電気通信役務に係る業務区域等の届出

第 16 条第 1 項の届出における記載事項として、以下の事項が追加されます。

- ・（第一号基礎的電気通信役務（専らその者の設置する電気通信回線設備を用いて提供されるものその他これに準ずるもの（具体的には省令で定めるもの）に限る。以下この項目 i において同じ。）を提供する電気通信事業を営もうとする場合）第一号基礎的電気通信役務の種別※ごとの当該第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域及び当該業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域
- ・（第二号基礎的電気通信役務（専らその者の設置する電気通信回線設備を用いて提供されるものその他これに準ずるもの（具体的には省令で定めるもの）に限る。以下この項目 i において同じ。）を提供する電気通信事業を営もうとする場合）当該第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域及び当該業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域
- ・（第一号基礎的電気通信役務又は第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする場合）基礎的電気通信役務の提供に関する問い合わせを受けるための電話番号その他の連絡先

※固定電話や公衆電話等の種別

既に第 16 条第 1 項の届出をしている電気通信事業者（第一号基礎的電気通信役務又は第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者に限る。）は、上記の事項について施行日（5 月 28 日（公布日）から起算して 1 年を超えない範囲内で政令で定める日）において変更があったものとみなし、施行日から 3 か月以内に第 16 条第 1 項の届出をする必要が生じます。

なお、届出において記載された事項をもとに、総務大臣は基礎的電気通信役務台帳（一定の区域及び基礎的電気通信役務の区別※毎に、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者をまとめた台帳）を作成し、公表します。

※固定電話や公衆電話、ブロードバンド等の区分

(ii) 基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の休廃止等の周知及び届出

専ら自己設置の電気通信回線設備を用いて提供される基礎的電気通信役務等を提供する電気通信事業を営む電気通信事業者の撤退により、基礎的電気通信役務が提供されない空白期間が生じればその利用者に不測の不利益が生じるため、基礎的電気通信役務（専らその者の設置する電気通信回線設備を用いて提供されるものその他これに準ずるもの（具体的には省令で定めるもの）に限る。以下この項目 ii において同じ。）に係る電気通信業務の休廃止等の周知等の義務が強化されます。

具体的には、休廃止等の周知等の義務が課せられる単位を都道府県単位からより細かい単位にするほか、周知に係る事項を事前に届け出た上で、１年以上の期間（具体的には省令で定める期間）前までに周知することを義務付けております。周知等が必要になる事象、周知事項及び周知対象については以下のとおりです。

事 象	周 知 事 項	周 知 対 象
①基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少 ②基礎的電気通信役務に用いられる電気通信回線設備の規模の縮小 ③基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の全部又は一部の休廃止	・ ①、②又は③の事由の発生日 ・ 省令で定める事項	①、②又は③により影響を受ける基礎的電気通信役務の利用者

（iii）基礎的電気通信役務の契約約款における地域での都市部より高い料金設定の原則禁止

基礎的電気通信役務の料金については、都市部では競争を通じた料金の低廉化が期待できる一方、都市部以外の地域ではそのような競争も期待しにくく、加えて整備費・維持費が高いことから、都市部に比べて高い料金が設定されるおそれがあります。このため、基礎的電気通信役務の契約約款において、都市部以外の地域で都市部を上回る料金の設定を原則として認めないこととしております。なお、例外として認める特別な事情がある場合については省令で具体的に定められることとなっております。

（２）電気通信番号制度の見直し

近年、電気通信番号を用いた特殊詐欺が社会的な課題になっており、総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者が特殊詐欺に使われると知りながら電話回線を提供したとして詐欺ほう助の罪で逮捕・起訴され、実刑判決に至った例が顕在化しています。

このような状況を踏まえ、総務省では、本年５月に電気通信事業法を改正し、電気通信番号制度の見直しを行いました。主な改正内容は以下のとおりです。

● 欠格事由の追加

電気通信番号使用計画の認定の欠格事由に次の事由を追加しました。

- ・ 特殊詐欺として主に検挙されている刑法犯（詐欺、電子計算機使用詐欺等の刑から２年を経過しない者）
- ・ 認定の取消しを受けて２年を経過しない者

あわせて、当該認定の申請書類に、欠格事由に該当しない旨の誓約書を追加しました。

● 認定基準の追加

犯罪捜査から免れるため短期間で休業状態になるような者や特殊詐欺に関する窃盗（受け子等）の罪を犯した者を排除するため、電気通信番号使用計画の認定における申請者の基準として次の要件を追加しました。

- ・ 役務の継続的な実施が見込まれること
- ・ その提供する役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高くないこと

● 事業者への義務付け

一般的に、特殊詐欺に使用される電気通信番号が卸電気通信役務の提供を受ける事業者から供給されているという実態を踏まえ、事業者が他の事業者に出賃電気通信役務を提供する場合に次の取組を行うことを義務付けました。

- ・ 卸先電気通信事業者に対して電気通信番号使用計画の認定を受けているか確認すること
- ・ 一定以上の番号数を提供する場合には、卸先電気通信事業者の役務継続性の見込みを確認すること

①については、本年5月に既に施行しています。電気通信番号使用計画の認定申請又は変更認定申請をする際には、欠格事由に該当しない旨の誓約書を添付する必要がありますのでご注意ください。

②及び③については、来春に施行予定です。

(1) お問い合わせ先：総務省総合通信基盤局事業政策課

電話：03-5253-5972 e-mail：jisei-kikaku@ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局消費者契約適正化推進室（(ii)に限る）

電話：03-5253-5488 e-mail：zigyouhou-cppc@soumu.go.jp

※届出手続きに関する事項はP5記載の各総合通信局にお問い合わせください。

(2) お問い合わせ先：総務省総合通信基盤局番号企画室

電話：03-5253-5859 e-mail：bango@soumu.go.jp

2. 届出電気通信事業者が行わなければならない手続について

(1) 届出事項の変更等

届出電気通信事業者は、主に以下の場合に、電気通信事業法に基づく変更届出等を行うことが義務付けられているため、適切にご対応ください。

- 氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）・住所・電話番号・メールアドレスに変更があったとき（法第16条第3項）
- 外国法人等が国内代表者等を変更したとき又は国内代表者等の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）・住所・電話番号・メールアドレスに変更があったとき（法第16条第3項）
- 業務区域・電気通信設備の概要（事業用電気通信設備を設置する場合）を変更しようとするとき（法第16条第4項）
- 提供する電気通信役務を変更したとき（法第166条第1項及び施行規則第10条第1項）
- 電気通信事業の全部の譲渡しがあったとき又は電気通信事業者について合併・分割・相続があったとき（電気通信事業者の地位を承継した者が届出）（法第17条第2項）
- 電気通信事業の全部（一部）を休止・廃止したとき（法第18条第1項）
- 法人が合併以外の事由で解散したとき（法第18条第2項）

詳細は、以下のURLをご確認ください。

○電気通信事業参入・変更手続の案内

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/denkitsushin_suishin/tetsuzuki/index.html



<届出の手続に関するお問合せ先>

総合通信局等	連絡先 (Tel)	管轄区域
北海道総合通信局 電気通信事業課	011-709-2311 (内線 4705)	北海道
東北総合通信局 電気通信事業課	022-221-0630	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東総合通信局 電気通信事業課	03-6238-1675	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
信越総合通信局 電気通信事業課	026-234-9948	新潟県、長野県
北陸総合通信局 電気通信事業課	076-233-4422	富山県、石川県、福井県
東海総合通信局 電気通信事業課	052-971-9403	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿総合通信局 電気通信事業課	06-6942-8518	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国総合通信局 電気通信事業課	082-222-3378	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国総合通信局 電気通信事業課	089-936-5043	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州総合通信局 電気通信事業課	096-326-7824	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合通信事務所 情報通信課	098-865-2302	沖縄県

（２）電気通信業務の休止及び廃止に係る利用者周知義務について

電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休廃止日の前日から起算して30日前の日を期限として利用者に周知する必要があります（ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ない場合については対象外となります）。

また、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務（①第一号基礎的電気通信役務及び第二号基礎的電気通信役務（第二種適格電気通信事業者及び周知を開始する日からみて直前の四半期末の当該第二号基礎的電気通信役務の契約数が30万を超える電気通信事業者の提供するもの）、②指定電気通信役務、③周知開始日が属する年度の前年度の末日における契約数（卸電気通信役務を提供している場合には卸先の契約数を自らの契約数に含む）が100万以上であり、かつ有償の電気通信役務）については、周知開始日の前日から起算して30日前までに総務大臣に届け出た上で、休廃止日の前日から起算して1年前の日を期限として利用者に周知する必要があります。

具体的な制度の内容については、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」第8章（業務の休廃止に係る周知等）を参照してください。

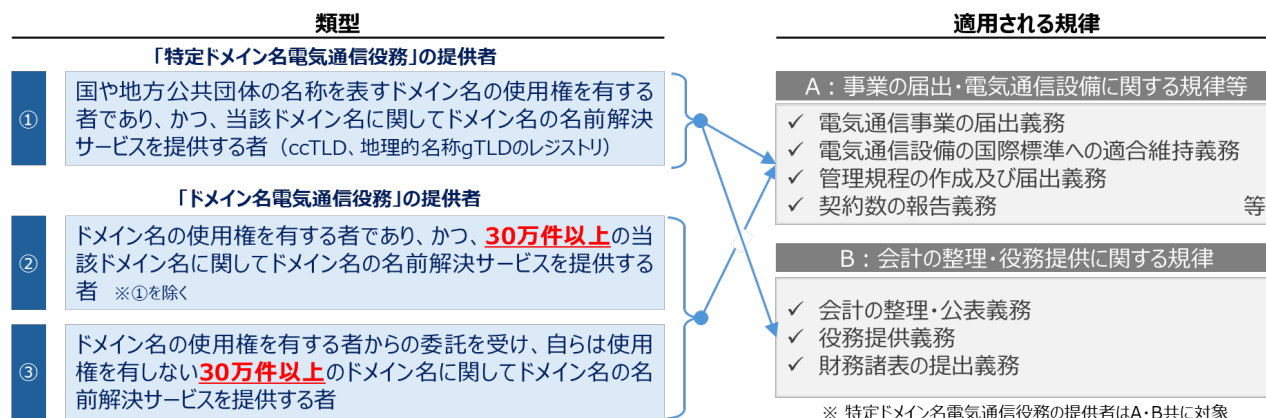
- 「電気通信消費者情報コーナー」の「消費者保護ルール」ページ内

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/shohi.htm



（３）ドメイン名の名前解決サービスを提供する者が行わなければならない届出等について

DNSサーバを運用してドメイン名の名前解決サービスを提供する電気通信事業者のうち、以下の図の①～③のいずれかの類型に該当する者は電気通信事業法の規律が適用され、電気通信事業法第16条第1項の規定による届出等を行う必要があります。



詳細は、以下のURLをご確認ください。

- ドメイン名電気通信役務の信頼性等の確保

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/domain/index.html



（２）お問合せ先：総務省総合通信基盤局消費者契約適正化推進室

電話：03-5253-5488 e-mail：zigyouhou-cppc@soumu.go.jp

（３）お問合せ先：総務省総合通信基盤局データ通信課 電話：03-5253-5853

3. 電気通信事業者が行わなければならない報告について

総務省では、電気通信事業報告規則に基づき、以下のとおり電気通信事業者に報告を求めています。主な報告対象は以下（１）から（３）のとおりです。

全ての報告対象、報告様式及び報告先メールアドレス等は、以下のURLに掲載しております。URLに掲載の報告様式のファイルには、解説等ございますので、ご確認ください。

○電気通信事業報告規則関係

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/houkoku_kisoku.html



（１）契約数等状況報告について

固定電話、携帯電話、ブロードバンドサービス等を提供し、報告対象に該当する電気通信事業者は、電気通信事業報告規則第2条の規定に基づき、対象となるサービスの契約数等を総務大臣に報告する必要があります。

報告先：様式毎に異なるため以下のURLでご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000919717.pdf



（２）利用者の数の平均の報告について

電気通信事業報告規則第2条第3項の表に掲げる電気通信事業者又は第三号事業を営む者は、同表に掲げる電気通信役務について、前年度における1か月当たりの利用者数の平均が、以下の①②の場合、毎報告年度経過後1か月以内に、様式15の6により総務大臣に報告しなければならない。

①料金の支払いを要しないものについては、900万以上的の場合

②料金の支払いを要するものについては、450万以上的の場合

利用者の数の平均の算定方法等については、

「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの解説」6-1-3-1も御確認ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/telecom_perinfo_guideline_intro.html



（３）利用者保護のための報告について

次表の太枠「対象役務」を取り扱う電気通信事業者は、電気通信事業報告規則第4条の10の規定に基づき、①から③までの「報告事項」を総務大臣に報告する必要があります。

	対象役務	報告事項		報告時期	様式
		サービスに関する事項	対象者に関する事項		
①	説明義務対象の役務のうち、役務種類ごとの契約者数が1万以上の役務	- サービス名 ※利用者に対し表示している固有の名称 - サービスのウェブサイトアドレス	名称 法人番号 電話番号 電子メールアドレス	毎四半期末後 1ヶ月以内 (例: 令和2年9月末の状況を同年10月末までに報告が必要)	第23の13
②	初期契約解除対象の役務のうち、役務種類ごとの契約者数が1万以上の役務	- 初期契約解除制度の対象契約の締結件数、解除件数 - 確認措置の対象契約の締結件数、申出件数、解除件数 ※対象契約は新規契約を指す。		毎四半期末後 2ヶ月以内 (例: 令和2年7月から9月末までの状況を同年11月末までに報告が必要)	第23の14第1表又は第2表
③		- 媒介等業務受託者の名称、届出番号、法人番号、連絡先(電話番号等)、階層番号、利用者に接する業務の有無 - 不明な部分は「不明」と記入し、理由を記載		毎年度末後 2ヶ月以内 (例: 令和2年度末の状況を令和3年5月末までに報告が必要)	第23の15

（４）電気通信事故報告について

電気通信事故等が起こった場合には総務大臣に状況を報告する必要があります。

重大な事故の場合：速やかに状況を報告 + 30 日以内に様式により詳細報告

重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態の場合

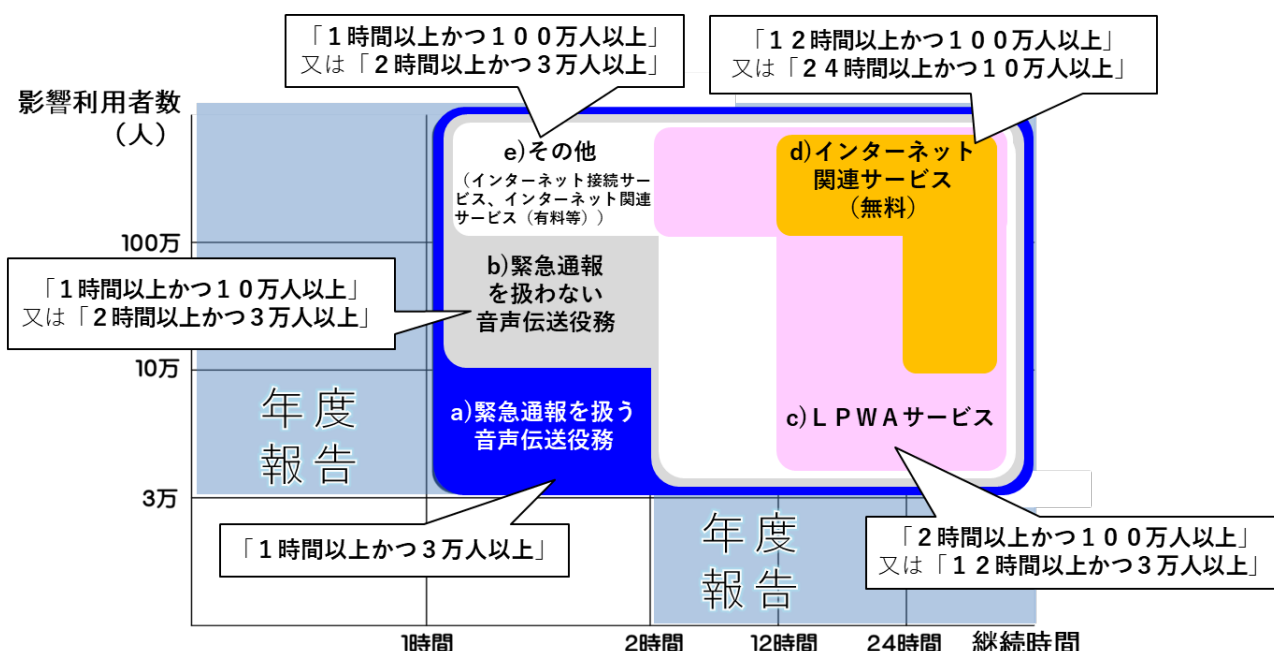
：速やかに状況を報告 + 30 日以内に様式により詳細報告

上記以外の事故の場合：報告年度毎に、毎報告年度経過後 2 ヶ月以内に報告

提供する電気通信サービスについて、電気通信設備の故障により、「役務の提供の停止」又は「品質の低下」が発生した場合、総務省（本省及び総合通信局等。以下同じ。）に対して、①以下の図にある a)～e) の 5 つのサービス区分毎の基準を満たす場合には「重大な事故の報告」として、その速やかな報告等が必要になります。また、②多くの利用者に影響を及ぼす重大な事故につながる可能性が高い事業用電気通信設備について、「重大な事故が生ずるおそれ」があると認められる事態が発生した場合も、総務省への報告が必要になります。

この他、③電気通信設備の故障により、電気通信サービスの提供に支障をきたした事故であって、その影響利用者数が 3 万人以上又は継続時間が 2 時間以上である場合は、「年度報告（報告規則第 7 条の 3 関係）」を提出する必要があります。電気通信設備以外の設備の故障により、電気通信サービスの提供に支障をきたした事故であって、影響利用者数が 3 万人以上又は継続時間が 2 時間以上である場合についても「年度報告」の提出の必要があります。

なお、電気通信事業法令で定められた上記の通信事故以外であっても、その規模等に応じて、ホームページ等での迅速・適切な事故・障害情報の提供を利用者視点に行うとともに、総務省への任意での報告のご協力をお願いします。



【図：電気通信事故に関する報告基準】

- 「重大な事故の報告」について、第一報では、報告書類を正式に準備する必要はありません。その時点で判明している事項のみを、電話又は電子メール等により総務省へ速やかに報告してください。

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/jiko/judai.html

電話：03-5253-5858（直通）

報告受付用電子メールアドレス：anshin@ml.soumu.go.jp



- 「重大な事故が生ずるおそれがあると認められる事態の報告」について、第一報では、報告書類を正式に準備する必要はありません。その時点で判明している事項のみを、電話又は電子メール等により総務省へ速やかに報告してください。

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/jiko/osore.html

報告受付用電子メールアドレス：jyuudaijiko-osore@ml.soumu.go.jp



- 「年度報告（報告規則第7条の3関係）」について、報告年度毎に、毎報告年度経過後2ヶ月以内に総務省へ報告してください。

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/jiko/nendo.html

報告受付用電子メールアドレス：nendohoukoku-jiko@soumu.go.jp



- 事故報告制度の概要については、以下の総務省ホームページをご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/jiko/index.html



- 事故への該当に関する判断基準については、「電気通信事故等に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン」も併せてご参照ください。

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/jiko/handan.html



- 重大な事故等については、事故発生当事者である電気通信事業者のみならず、通信業界における事故の再発防止や被害の軽減を目的として、外部有識者で構成する電気通信事故検証会議において検証を行い、検証から得られた教訓等を取りまとめ、毎年度報告書を公表し、事業者団体への周知等を行っておりますので、ご参照ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/tsuushin_jiko_kenshou/index.html



（３）報 告 先：総合通信基盤局消費者契約適正化推進室 報告規則担当
e-mail：zigyouhou-cppc@ml.soumu.go.jp

（４）お問合せ先：総務省 総合通信基盤局 安全・信頼性対策課
電話：03-5253-5858 e-mail：anshin@ml.soumu.go.jp

(5) ブロードバンドのユニバーサルサービス制度で求められる届出及び報告等について

(I) ブロードバンドに関するユニバーサルサービス制度の概要

人口減少に伴う採算性の悪化や離島・山間地等の地理的条件により光ファイバ基盤の維持が課題となることを踏まえ、令和5年6月16日施行の改正電気通信事業法等により、

- ① 「下り名目速度 1 Mbps 以上のデータ伝送役務 ^(※1)」を提供する電気通信事業者から徴収する負担金を原資として、
- ② 「下り名目速度 30Mbps 以上の FTTH、CATV インターネット等 ^(※2)」を提供する電気通信事業者のうち、総務大臣の指定を受けた者（第二種適格電気通信事業者）に対し、当該役務の提供に要する維持管理費用の一部を交付金として交付することを概要とする「ブロードバンドに関するユニバーサルサービス制度（第二号基礎的電気通信役務制度）」が創設されました。

(II) 届出及び報告等の概要

①の役務を提供する電気通信事業者等は、下のとおり報告等をする必要があります。

● 電気通信役務の提供に係る収益の額が 10 億円を超えることの報告

対象者：①の役務を提供する電気通信事業者

提出内容：毎事業年度経過後、電気通信役務の提供に係る収益の額を算定 ^(※3) し、その額が 10 億円を超える場合は、その旨 ^(※4) を記載した書類

提出期限：毎事業年度 8 月末までに基礎的電気通信役務支援機関 ^(※5) に提出

● 毎月末の回線数等の報告義務

対象者：・①の役務を提供する電気通信事業者（収益の額が 10 億円を超える者に限る）

- ・卸電気通信役務を利用して FTTH アクセスサービスを提供する一部の事業者
- ・仮想移動電気通信サービスを提供する一部の事業者

報告内容：毎月末の回線数等の状況

報告期限：翌々月の 20 日（例：1 月末の回線数等の状況を 3 月 20 日までに報告）

②の役務（BB ユニバサービス）を提供する電気通信事業者は、下のとおり届出等をする必要があります。

● 契約約款の届出・揭示義務

対象者：BB ユニバサービスの契約数（卸電気通信役務を利用して提供する BB ユニバサービスの契約数を含む。）の合計が 30 万を超える者又は第二種適格電気通信事業者

届出・揭示内容：BB ユニバサービスに係る契約約款

届出・揭示期限：BB ユニバサービス契約数の合計が 30 万を超えた四半期の次の四半期末までに契約約款を届出・揭示

● 電気通信回線設備に対する技術基準適合維持義務

対象者：アクセス回線設備を設置又は接続形態を用いて BB ユニバサービスを提供する事業者

届出内容：データ伝送役務を提供するために提出が求められる事項及び名目速度に関する国際的な標準への適合状況に関する説明書

届出期限：当該設備の使用開始日までに届出。変更の場合は遅滞なく届け出る必要がある。

● 町字ごとの毎年度末時点に係る電気通信回線設備の規模等の状況の報告 ^(※6)

対象者：自ら設置したアクセス回線設備を用いて BB ユニバサービスを提供する事業者

報告内容：町字ごとの提供可能世帯数割合^(※7)が50%を超えるかどうか、当該割合が50%を超えてから1年を経過しているかどうか及び町字ごとの自ら設置するアクセス回線設備の全部又は一部の所有者が地方公共団体であるかどうか

報告期限：毎年6月末

- ※1：電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」といいます。）第7条第2号に掲げる電気通信役務のうち、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」といいます。）第40条の7の2に掲げる役務を除いたもの
- ※2：施行規則第14条の3に掲げるFTTHアクセスサービス、CATVアクセスサービス（HFC）及び専用型ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス
- ※3：第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号。以下「第二号算定等規則」といいます。）第27条第1項に掲げる方法により算定した音声伝送役務、専用役務及びデータ伝送役務の提供に係る収益の額
- ※4：第二号算定等規則第28条第1項各号に掲げる収益の額、事業会計の始期及び終期並びに収益の額の算定根拠
- ※5：法第106条第1項の規定に基づき総務大臣が指定した一般社団法人電気通信事業者協会
- ※6：詳しくは、以下のURL下部（電気通信回線設備の規模等の報告）をご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/universalservice/index.html



- ※7：右式により算出される世帯数の割合

$$\frac{\text{（自ら設置したアクセス回線設備を用いて）} \\ \text{ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供が可能な世帯数}}{\text{当該町字における全世帯数}}$$

お問合せ先

（制度全般）：総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 基盤整備促進課
電話：03-5253-5817 e-mail：broadband2020-jimu@ml.soumu.go.jp

（技術基準適合維持義務について）： 同 電気通信技術システム課
電話：03-5253-5862 e-mail：kikaku_tyousei@ml.soumu.go.jp

4. 消費者保護のための取組について

(1) 消費者保護ルールについて

総務省では、平成27年以降、累次にわたり、電気通信事業法における消費者保護ルールを強化しています。

令和5年には、電気通信事業法施行規則を改正し、電気通信事業者に課している販売代理店に対する指導等措置義務に関し、販売代理店に求められる必要な能力や体制の明確化等を図りました。また、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」を改正し、適合性の原則に反する不適切な業務運営が広汎に認められる場合には、委託元である電気通信事業者による指導等の措置が適切に果たされているかが問題となり得る旨を明らかにしました。直近では、令和4年改正電気通信事業法施行規則を改正し、期間拘束契約に係る違約金等に関する制限の経過措置の廃止時期等を明確化しました。

各社におかれましては、引き続き、関連法令等を遵守頂くとともに、業界団体が自主的に策定したガイドライン等を踏まえ、消費者保護に一層取り組まれるようお願いいたします。

(2) 消費者保護ルールの遵守徹底

電気通信事業者が遵守すべき消費者保護ルールを具体的に解説したガイドラインを公表しています。必ずご一読頂き、消費者保護の徹底を図っていただくようお願いいたします。

○「電気通信消費者情報コーナー」の「消費者保護ルール」ページ

- ・「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」
- ・消費者保護ルールの解説図
- ・制度改正（令和4年7月1日施行）の特集コンテンツ・Q&A 等を掲載

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/shohi.htm

※消費者保護の取組みや行政指導の状況については、同コーナーの「トップページ」も併せてご参照ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/s-jyoho.html



<参考：業界団体のガイドライン>

○電気通信事業者の営業活動に関する自主基準及びガイドライン（電気通信サービス向上推進協議会） <https://www.tca.or.jp/information/eigyokatsudo.html>



(3) 「消費者保護ルール実施状況のモニタリング」について

総務省では、MNO、MVNO、FTTH、ISP、CATV 等について、苦情分析や販売現場での説明状況の調査を実施し、改善すべき事項について指摘を行っておりますのでご参照ください。

○消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/shouhisha_hogorule/index.html



お問合せ先：総務省総合通信基盤局消費者契約適正化推進室

電話：03-5253-5488 e-mail：zigyohou-cppc@soumu.go.jp

5.「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」 等について

(1) ガイドラインの目的等

電気通信事業は通信の秘密と直接関わる事業であって極めて高い公共性を有しており、また、プライバシー性の高い情報を取り扱うことも想定され、不適正な取扱いをされると個人に大きな被害を及ぼすおそれがあります。このため、「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」では、電気通信事業者に対し、通信の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いについて具体的な指針を示し、プライバシー保護と電気通信役務の利便性の向上を図ることを目的としています。

なお、本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和5年個人情報保護委員会規則第5号）の施行を受け、令和6年3月12日に改正されています。新ガイドラインのご確認をお願いします。

⇒https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/telecom_perinfo_guideline_intro.html



(2) 各種漏えい等事案の報告

通信の秘密の漏えい又は特定利用者情報の漏えいがあった場合は、発覚後速やかに第一報を報告するとともに、当該漏えいを知った日から30日以内に報告書の提出が義務付けられています。

⇒https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/rouei_houkoku.html

⇒https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/tokuteiriyoujoho/index.html

電気通信業においては個人情報保護委員会の権限の一部が総務省に委任されており、電気通信業における個人データの漏えい等その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものがあった場合は、当該事態を知った日から30日以内（一部の場合は60日以内）に報告書の提出が義務付けられています。

⇒https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/denkitsushin_rouei.html



(3)「スマートフォン プライバシー セキュリティ イニシアティブ」 (SPSI)

スマートフォンに蓄積されアプリ等が収集・利用する利用者情報が、安心・安全な形で活用され、利便性の高いサービス提供につながるように、アプリ提供者も含め多様な関係事業者が直接参照できる利用者情報の適正な取扱いに係る指針として「スマートフォン プライバシー プライバシー イニシアティブ」を公表しています。令和6年11月、セキュリティに係る事項を追加する等を内容とする改定が行われておりますので、併せて御参照ください。

⇒https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/smartphone_privacy.html



お問合せ先：総務省総合通信基盤局利用環境課
電話：03-5253-5847

6. 「通信の秘密の確保に支障があるときの業務の改善命令の発動に係る指針」について

「通信の秘密の確保に支障があるときの業務の改善命令の発動に係る指針」（以下「執行指針」という。）は、電気通信事業法第29条第1項第1号に基づく業務改善命令の発動基準や事例を示したものです。

（１）執行指針の目的等

総務大臣は、「電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があるとき」に、電気通信事業法第29条第1項第1号に基づき業務方法の改善等の措置を命ずることができます（以下「業務改善命令」という。）。通信の秘密の確保に関する考え方を明らかにし、業務改善命令を発動する基準や事例を指針として典型的に示すことにより透明性・予見性を高めることを目的に、執行指針を公表しています。

（２）「通信の秘密の確保に支障があるとき」の考え方・ケース

通信の秘密とは、個別の通信の内容だけでなく、個別の通信の日時、場所、通信当事者の氏名、電話番号等、通信回数等、それらを知られることにより通信の存否や意味的内容を推知されるような事項も含まれます。「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密」を侵した場合（電気通信事業法第4条第1項、第179条第1項）は、原則として「通信の秘密の確保に支障があるとき」に該当します。具体的な事例については、執行指針を御確認ください。

⇒https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/privacy.html



7. 「同意取得の在り方に関する参照文書」について

「同意取得の在り方に関する参照文書」（以下「同意参照文書」という。）は、通信の秘密の取得等に関し利用者の有効な同意を得ようとする際の検討に当たり参照すべき内容を示したものです。

通信の秘密を侵害する行為は知得、窃用、漏えいの3類型があるとされていますが、通信の秘密を取得等する場合であっても、利用者の有効な同意がある場合又は違法性阻却事由がある場合には、通信の秘密の侵害に当たらないとされています。したがって、どのような場合であれば、利用者の有効な同意があるか又は違法性阻却事由があるかと判断できるかは、極めて重要な事項となります。

同意参照文書は、規律を明確化することで、事業者における予見可能性を高めること等の観点から、同意取得の在り方に関する論点について主に整理し、公表したものです。有効な同意取得の検討等に当たっては、同意参照文書を御確認ください。

⇒https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/privacy.html



お問合せ先：総務省総合通信基盤局利用環境課
電話：03-5253-5847

8. 特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律について

大量の情報を取得・管理などする電気通信事業者を中心に、諸外国における規制などとの整合を図りつつ、利用者に関する情報の適正な取扱いを促進するため、情報取扱規程の策定・届出の義務付け等を定めた特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律が、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）によって新たに導入され、令和5年6月16日に施行されています。

「利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務」を提供する者として指定された電気通信事業者※は、次の対応をする必要があります。

- ① 情報取扱規程の策定・届出
- ② 情報取扱方針の策定・公表
- ③ 特定利用者情報の取扱状況の評価
- ④ 特定利用者情報統括管理者の選任・届出
- ⑤ 特定利用者情報の漏えい時の報告

具体的な規律の内容については、以下の総務省ホームページをご参照ください。

● 特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/tokuteiriyoujoho/index.html



● 電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/telecom_perinfo_guideline_intro.html

※ 令和6年8月現在の指定事業者は、以下のとおりです。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000917938.pdf



9. 外部送信規律について

ウェブサイトやアプリを利用する際に、利用者の意思によらず、第三者に自身の情報が送信されている場合に、利用者自身で確認できるようにするため、通知等の義務付け等を定めた外部送信規律が、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）によって新たに導入され、令和5年6月16日に施行されています。

「利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務」を提供する電気通信事業者又は第三号事業を営む者（ウェブサイト運営者、アプリケーション提供者等）は、利用者の端末に外部送信を指示するプログラムを送る際は、あらかじめ、送信される利用者に関する情報の内容等を、通知・公表（容易に知り得る状態に置く）等しなければなりません。

具体的な規律の内容については、総務省ホームページや「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」の解説第7章（外部送信に係る利用者に関する情報の取扱い（第5章関係））をご参照ください。

● 外部送信規律

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/gaibusoushin_kiritsu.html



● 電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/telecom_perinfo_guideline_intro.html



10. 固定電話番号の番号ポータビリティに関するガイドラインについて

固定電話番号（03/06 等）を使用して音声通話サービスを提供する電気通信事業者は、固定電話番号の番号ポータビリティに関するガイドラインに従って番号ポータビリティを提供する必要があります。

● ガイドラインの主な遵守事項

（１）番号の番号ポータビリティの実施方式

利用者が、移転先事業者に対して申込みを行うことで、番号ポータビリティを可能とする「ワンストップ方式」とする。

（２）番号ポータビリティ利用者に対する引き止め行為の禁止

移転元事業者は、自社の利用者が番号ポータビリティの申込みを行ったことを認知した後、移転元事業者として、当該利用者に対する一切の引き止め行為を行ってはならない。

○固定電話番号の番号ポータビリティに関するガイドラインについての総務省ウェブページ

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/kotei_portability.html



11. 電気通信番号使用計画の認定制度について

電気通信番号（いわゆる電話番号）を使用する全ての電気通信事業者は、以下の２つの手続が必要です。

（１）電気通信番号使用計画の作成・認定申請

電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとする電気通信事業者は、電気通信番号使用計画を作成して事前に総務大臣の認定を受ける必要があります※。

また、認定を受けた電気通信番号使用計画を変更しようとする場合は、変更後の電気通信役務の提供開始前に、変更内容について総務大臣の認定を受ける必要があります。

※固定電話番号を使用した独自の電話転送サービスを提供していない等の一定の条件を満たす場合には、標準電気通信番号使用計画に沿って電気通信番号使用計画を作成することでみなし認定の対象となり、総務大臣への認定申請が省略可能。

（２）電気通信番号使用状況等の報告（毎年６月末まで）

電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用している電気通信事業者は、前年度末時点での番号使用数等を６月末までに総務大臣に報告する必要があります。

● 電気通信番号を使用するための手続

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/new_framework.html



お問合せ先：総務省総合通信基盤局番号企画室

電話：03-5253-5859 e-mail：bango@soumu.go.jp

12. 「電話転送」に適用される法令について

犯罪収益移転防止法に規定される「電話転送サービス」と、電気通信番号計画に規定される「電話転送役務」では、その定義が異なります。それぞれの法令の適用の有無については、以下を参考にしてください。

	犯罪収益移転防止法 (平成 19 年法律第 22 号)	電気通信番号計画 (令和元年総務省告示第 6 号)
対象となるサービス (電話転送サービス、 電話転送役務の定義)	「電話転送サービス」事業とは、顧客に対し、<u>自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し</u>、当該顧客宛の若しくは当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務、をいう。	・「電話転送役務」とは、「発信転送」又は「着信転送」を行う電気通信役務をいう。 ・「発信転送」とは、<u>利用者の端末設備等に着信した通信（電気通信番号以外の番号、記号その他の符号を着信先とするものを含む。）について、当該端末設備等を識別する利用者設備識別番号に発信元を変更し、又は新たに設定して、当該利用者が指定する端末設備等に自動的に転送すること※をいう。</u> ・「着信転送」とは、<u>利用者の端末設備等に着信した通信（利用者設備識別番号を着信先とするものに限る。）について、発信先を当該利用者があらかじめ指定した電気通信番号に変更（電気通信番号以外の番号、記号その他の符号を設定することを含む。）し、当該発信先に自動的に転送すること※をいう。</u> ※ 利用者の端末設備等に通信を着信させることなく、これと同等の機能を電気通信事業者が設置する通信の制御機能を有する設備その他の電気通信設備により提供することを含む。
事業者の義務	・取引時確認義務（本人特定事項、取引目的、事業内容、実質的支配者の確認、ハイリスク取引に係る確認） ・確認記録の作成、保存 ・取引記録の作成、保存 ・疑わしい取引の届出 ・取引時確認等を的確に行うための措置	固定電話番号を使用する電話転送役務に適用される条件 ・電気通信番号使用計画の作成及び認定申請 － 通報者の位置情報等を誤認させるおそれのある緊急通報を不可能とする措置 － 取引時確認義務（本人特定事項の確認） － 利用者の活動の拠点が番号区画の区域内にあることの確認 － 固定端末系伝送路設備の一端が、利用者の活動の拠点に設置されていることの確認 － 050 I P 電話における総合品質又はこれと同程度の音声伝送品質を満たしていることの確認 ・電気通信番号の使用状況の報告（年 1 回）

※ スマートフォン等のアプリにより提供される音声通話サービスに関しても、そのサービス提供に際し、利用者の発信着信を電話番号を使用してゲートウェイ装置に接続させる等により転送処理を行う場合には、上記の「電話転送サービス」及び「電話転送役務」に該当し、それぞれ規定されている取引時確認等の義務の履行が求められます。

また、これらサービス事業を営もうとする場合には、電気通信事業法第 16 条の届出等が必要になります。

お問合せ先：犯罪収益移転防止法関係：総務省総合通信基盤局利用環境課
電話：03-5253-5487
電気通信番号計画関係：総務省総合通信基盤局番号企画室
電話：03-5253-5859

13. 犯罪収益移転防止法の本人確認等について

電話受付代行業・電話転送サービス事業者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）に基づき、顧客に対する取引時確認や疑わしい取引の届出等が義務付けられています。また、本人確認記録を作成し、保存する必要があります。

【犯罪収益移転防止法の対象となる「電話受付代行業者」、「電話転送サービス事業者」】

電話受付代行業者

：顧客に対し、自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての電話（FAXを含む。）を受けてその内容を顧客に連絡するサービスを提供する業務を行う者

電話転送サービス事業者（電話転送サービス事業は、電気通信事業法第16条の届出等が必要となります。）

：顧客に対し、自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての又は当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送するサービスを提供する業務を行う者

【犯罪収益移転防止法に規定される義務等】

取引時確認手続

対象事業者は、契約の締結時において、顧客に対して以下の事項を確認しなければなりません。

- ①本人特定事項（個人の場合：氏名・住居・生年月日 法人の場合：名称・所在地）
- ②取引を行う目的 ③職業（個人の場合）又は事業内容（法人の場合） ④実質的支配者※（法人の場合）
- ⑤資産及び収入の状況（ハイリスク取引の一部の場合）

本人確認の方法は概ね以下のとおりです。

対面手続の場合：顔写真付きの本人確認書類の提示を受ける方法

非対面手続の場合：本人確認書類又はその2通の写しの送付を受け、記載の住居に宛てて取引に係る文書を本人限定受取郵便等により送付する方法

：顧客から写真付き本人確認書類の画像と本人の容貌の画像の送信を受ける方法

：顧客から写真付き本人確認書類のICチップ情報と本人の容貌の画像の送信を受ける方法

<本人確認書類の例>

個人の場合：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等

法人の場合：登記事項証明書、印鑑登録証明書、実質的支配者情報一覧の写し(※)等

※令和4年1月31日より実質的支配者リスト制度が開始されています。詳細は下記の法務省HPをご参照ください。

※詳細な本人確認書類の種類及び確認の方法については、末尾記載の総務省HPをご参照ください。

疑わしい取引の届出

電話受付代行業・電話転送サービス事業を遂行するに当たり、犯罪収益等の隠匿又は薬物犯罪収益等の隠匿を意図した利用が疑われる契約があった場合、総務省（下記お問い合わせ先）に届け出る必要があります。

※疑わしい取引の参考事例につきましては、末尾記載の総務省HPをご覧ください。

本人確認記録の作成・保存

取引時確認記録の作成・保存：取引時確認を行った場合には直ちに取引時確認記録を作成し、契約が終了した日から7年間は保存しておく必要があります。

事業者に対する監督・刑事罰等

事業者による取引時確認義務等の履行を確保するため、総務大臣は報告徴収、立入検査、等を行うことができ、これに対する虚偽報告等は刑事罰の対象となります。また、総務大臣は、取引時確認義務等に違反していると認めるときは、是正命令を行うことができ、これに従わない場合も刑事罰の対象となります。

1. 犯罪収益移転防止法について（電話受付代行業・電話転送サービス事業者向け）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/money/top.html

2. 実質的支配者リスト制度の創設（法務省）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html



お問合せ先：総務省総合通信基盤局利用環境課
電話：03-5253-5847

14. 携帯電話不正利用防止法の本人確認等について

携帯電話不正利用防止法^(※1)に基づき、携帯音声通信事業者（MVNOを含む。）、契約代理業者及び通話可能端末設備等^(※2)を事業として貸与するレンタル携帯電話事業者は、契約の際に相手方の本人確認を行わなければならない。また、本人確認記録を作成し、保存する必要があります。

※1 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律

※2 通話可能端末設備等：国内で通話可能な携帯電話・PHS（SIMカード単体の契約も含む）のことであり、050アプリ電話も対象に含まれます。

本人確認手続

施行規則^(※3)に規定されている本人確認書類により、契約者の氏名・住居・生年月日（契約者が法人の場合は、当該法人の名称・所在地）を確認しなければなりません。

本人確認の方法は概ね以下のとおりです。詳細は総務省HPをご確認ください。

対面手続の場合：本人確認書類の提示を受ける方法

非対面手続の場合：

携帯電話事業者又はレンタル携帯電話事業者が提供するソフトウェア等を使用して、契約者本人の顔画像の送信を受け、写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等）に付属するICチップに記録された本人特定事項の送信を受ける方法

※3 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則

<本人確認書類の例>

個人の場合：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート 等

法人の場合：登記事項証明書、印鑑登録証明書 等

※法人との契約の場合は、法人の本人確認に加え、契約担当者の本人確認が必要になります。

※レンタル携帯電話事業の場合の本人確認書類は、顔写真付きである必要があります。

その他の本人確認手続の詳細は、末尾記載の総務省HPをご確認ください。

本人確認記録の作成・保存

契約者の本人確認を行った後、速やかに本人確認記録を作成し、契約が終了した日から3年間は保存しておく必要があります。

※レンタル携帯電話事業の場合は、3日以内に本人確認記録を作成する必要があります。

本人確認記録として記録しなければならない事項の詳細は末尾記載の総務省HPをご確認ください。

事業者に対する監督・刑事罰等

携帯音声通信事業者の場合

事業者による本人確認義務等の履行を確保するため、総務大臣は報告徴収、立入検査、行政指導等を行うことができ、これに対する虚偽報告等は刑事罰の対象となります。また、総務大臣は、本人確認義務等に違反していると認めるときは、是正命令を行うことができ、これに従わない場合も刑事罰の対象となります。

レンタル携帯電話事業者の場合

本法に規定されている義務に違反した場合には、直ちに刑事罰の対象となります。

○ 携帯電話の犯罪利用の防止

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/050526_1.html



お問合せ先：総務省総合通信基盤局利用環境課

電話：03-5253-5847

15. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する

ガイドラインについて

我が国政府は、令和3年8月にFATF（※1）第4次対日相互審査報告書が公表されたことを契機として、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」を策定しています。総務省は、本行動計画を踏まえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の実効的な体制整備の取組を促進することを目的として、「電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定・公表しました。

今年度も、本ガイドラインを踏まえたマネロン・テロ資金供与対策への対応状況等について、総務省として適切にモニタリングを行うため、アンケート調査等を実施させていただく予定です。

（※1）FATFとは「Financial Action Task Force(金融活動作業部会)」のことであり、マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策における国際協力を推進する政府間会合。38の国・地域及び2国際機関が参加している。

- 電話受付代行業及び電話転送サービス業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（総務省HP）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000810738.pdf



- 教えて！マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策（財務省HP）

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/2.measures.html



タリバーン関係者、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者、イランの核活動等に関与する者等（以下「タリバーン関係者等」という。（※2）に対しては、外国為替及び外国貿易法に基づいて、資産凍結等の措置（※3）が講じられています。

（※2） タリバーン関係者等のリスト

https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html



（※3） 資産凍結等の概要

https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/gaiyou.html



このため、タリバーン関係者等に関係する取引である疑いがある場合には、疑わしい取引の届出を行うよう要請しているところです。電話転送サービス事業者・電話受付代行業者のみなさまにおかれましては、引き続きご協力をお願いします。なお、資産凍結等の措置に関する情報について、メールマガジンを配信しています。詳細は上記、総務省ホームページからご確認ください。

16. 電気通信紛争処理委員会の紹介

電気通信事業者間トラブルにお悩みの法務担当の皆様、
一度、電気通信紛争処理委員会へ相談してみませんか？

相談窓口（事業者間トラブル用）

TEL：03-5253-5500

【電話受付時間】 平日 9:30～12:00/13:00～17:00

E-mail：soudan@ml.soumu.go.jp

（１）電気通信紛争処理委員会の概要

高度な専門性
法律、経済・会計、
通信工学などの有識者が
多様化する紛争に対応

無料・非公開
手数料無料・非公開で
当事者負担を軽減
事業者相談にも対応

早期の解決
6割を超える事案が
平均3～4か月程度
で解決

公正・中立な立場
総務省の許認可部門
とは独立した公正・中立な
立場で問題解決

（２）電気通信紛争処理委員会の主な機能

① あっせん

事業者の間に紛争が生じた場合に、委員会が指名するあっせん委員が両当事者の間に入り、必要に応じあっせん案を提示するなど双方の歩み寄りを促すことにより解決を図る制度です。両当事者の合意により進められ、強制されることはありません。

② 仲裁

事業者の間に紛争が生じた場合に、両当事者が、委員会が指名する3人の仲裁委員が行う仲裁判断に服することに合意して行われる紛争解決の制度です。仲裁判断には、確定判決と同一の効力が発生します。

③ 相談窓口

委員会事務局では、専用の電話・メールを設け、事業者の間で協議が難航した場合の相談に応じ、制度や手続の説明、関係法令の紹介・説明等を行っています。

※ 上記のほか、接続協定の細目等の裁定（いわゆる「大臣裁定」）等に関し、総務大臣から諮問を受けて審議・答申を行ったり、競争ルールの改善点について、総務大臣に対し勧告を行ったりしています。

（３）紛争処理制度が利用できるケース

以下のようなケースでご利用いただけます。



電気通信事業者

VS

電気通信事業者



コンテンツ配信事業者等

VS

電気通信事業者



- 卸電気通信サービスの提供に関する契約の協議が調わないとき
- 電気通信設備の接続・共用に関する協定の協議が調わないとき
- 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定の協議が調わないとき
- 電気通信サービスの円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約の条件等についての協議が調わないとき

- コンテンツ配信事業等を営むに当たって利用すべき電気通信サービスの提供に関する契約の条件等について協議が調わないとき

より詳しく知りたい場合はホームページをご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/

電気通信紛争処理

検索



お問合せ先：総務省電気通信紛争処理委員会事務局

電話：03-5253-5500 e-mail：soudan@ml.soumu.go.jp

17. 対内直接投資等に係る事前届出について

外国投資家が、届出電気通信事業者の日本の企業に対して、一定の投資（株式取得や外国法人の関係者の役員就任等）を行う場合は、外国為替及び外国貿易法（外為法）の規定に基づき、当該投資について事前届出を提出する必要があります。外国投資家から出資等を受ける場合は、外国投資家に外為法に基づく手続が必要である旨をお伝えください。

事前届出が必要な場合の例

- ①外国投資家（非居住者である個人、外国の会社、これらの者から50%以上出資を受けている本邦の会社等）が、②届出電気通信事業者である日本の企業に対して、③1株（端株も含む）以上の株式取得を行う場合
- ①外国投資家が、②届出電気通信事業者である日本の企業に対して、③外国法人の関係者を役員として就任させることについて株主総会において同意する場合

（注）電気通信事業法第16条の届出をした電気通信事業者は、事前届出の必要な業種を営む企業に該当。



＜参考＞対内直接投資審査制度について（財務省サイト）

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/fdi/index.htm



お問合せ先：財務省 国際局 調査課 投資企画審査室

電話：03-3581-4111（内線 2887）e-mail：gaitame-fdi-1@mof.go.jp

日本銀行 国際局 国際収支課 外為法手続グループ

電話：03-3277-2107

18. 販売代理店の届出等の義務について

(1) 販売代理店における届出の義務

電気通信事業者等から委託を受けて携帯電話サービス、光ファイバ（FTTH）インターネットサービス等の電気通信サービス※の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行おうとする者は届出が必要です。また、届け出た内容に変更等が生じたときは、遅滞なく、変更の内容を届け出る必要があります。（変更届出、廃止届出、承継届出、解散届出）

※ 届出の対象となる通信サービス：携帯電話端末サービス、光ファイバインターネットサービス、CATVインターネットサービス、ISPサービス、電話サービス、IP電話サービス、DSLアクセスサービス、公衆無線LAN等

電気通信事業者には、委託先の販売代理店に対して届出を行ったかの確認及び届出を行っていない場合の遵守を求める指導の義務が設けられています。

届出を行わなかった場合には代理店が罰則の対象となる他、指導する電気通信事業者についても業務改善命令の対象となりますので、電気通信事業者の皆様においては、販売代理店への届出義務に関する指導をしていただくよう、お願いします。

令和4年度より、「販売代理店電子届出システム」の運用を開始し、インターネットで届出が可能になりました。利用方法は下記URLからご確認ください。

○ 総務省HP「販売代理店届出制度」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/135414.html



届出手续や届出の要否に関する問合せは、届出者の本店所在地（個人であれば住所）を管轄する総合通信局等の担当課です。

(2) 販売代理店を対象とした定期報告義務

届出を行った販売代理店のうち、電気通信事業法第26条第1項第1号又は第2号に掲げる電気通信役務※¹を取り扱う者は、毎年※²、店舗情報や再委託先情報を総務大臣に定期的に報告する必要があります。

※1 第26条第1項第1号又は第2号に掲げる電気通信役務

- | | |
|-----------------------------------|----------------------|
| ・MNOの携帯電話端末サービス | ・MNOの無線インターネット専用サービス |
| ・MVNOの期間拘束あり無線インターネット専用サービス | ・MVNOの携帯電話端末サービス |
| ・FTTHアクセスサービス（足回り回線） | ・CATVアクセスサービス（足回り回線） |
| ・分離型のISPサービス（FTTH及びCATVインターネット向け） | |
| ・分離型のISPサービス（DSL向け） | |

※2 毎年3月末時点の状況を5月末までに報告する必要があります。

報告は、「販売代理店電子届出システム」にて、オンラインで行います。詳細な報告方法等は下記URLからご確認ください。

○ 総務省HP「販売代理店の報告制度」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/146657.html



19. 青少年の安心・安全なインターネット利用について

青少年インターネット環境整備法※を改めて確認いただき、青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に向けた一層の取組をよろしくお願いいたします。

※青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）

（１）青少年インターネット環境整備について

青少年インターネット環境整備法では、携帯電話インターネット接続役務提供事業者（MVNO を含む。）及び販売代理店に対して、次の義務を課していますので、適切にご対応をお願いします。

- ① 青少年確認（法第 13 条）：契約締結者又は携帯電話端末等の使用者が 18 歳未満か確認する。
- ② フィルタリング説明（法第 14 条）：①青少年有害情報を閲覧するおそれ、②フィルタリングの必要性・内容等を保護者又は青少年に対して説明する。
- ③ フィルタリング有効化措置（法第 16 条）：通信回線の契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングソフトウェアの設定を行う（保護者が希望しない旨を申し出た場合を除く）。

注：ISP を含むインターネット接続役務提供事業者に対しては、利用者から求められたときに青少年有害情報フィルタリングサービス等を提供する義務（法第 17 条）が課せられています。

（２）青少年の安心・安全なインターネット利用に関する参考資料

● こども家庭庁：青少年インターネット環境整備法・関係法令

青少年インターネット環境整備法関係法令条文解説や事業者等向け Q&A を掲載しています。

https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet_torikumi_hourei/



● 電気通信事業者協会：青少年への携帯電話等フィルタリングサービスの加入奨励に関する指針

協会加盟事業者向けにフィルタリングに係る望ましい対応を手続きフローに沿って示したものです。

<http://www.tca.or.jp/mobile/filteringshishin.html>



● テレコムサービス協会：MVNO における青少年へのフィルタリングサービスの加入奨励に関する指針

MVNO が法律に基づきフィルタリングサービスの提供を実施する際の手引き・例示です。

https://www.telessa.or.jp/vc-files/mvno/mvno_newGL4.pdf



● 総務省：インターネットトラブル事例集

インターネットに係る実際に起きた最新のトラブル事例を踏まえ、その予防法等をまとめたものです。

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/



お問合せ先：総務省情報流通行政局参事官室

電話：03-5253-5481 e-mail：tcpd_for-youth@ml.soumu.go.jp